

Title	詩によって過去の君主を刺ることは許されるか? : 『毛詩正義』 追刺説の考察
Sub Title	Is It Acceptable to Reprimand Deceased Monarchs in a Poem? : The Concept of Retrospective Censure (zhuici) in Mao shi zhengyi
Author	種村, 和史(Tanemura, Kazufumi)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2009
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 言語・文化・コミュニケーション (Language, culture and communication). No.41 (2009. ) ,p.89- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20091218-0089">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20091218-0089</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

——『毛詩正義』追刺説の考察——

種村和史

## I はじめに

漢唐の詩經學は、『詩經』の詩は美刺——政治の得失をあるいは賛美し、あるいは諷刺すること——のために作られたという考え方を基本的な認識とする。この「美刺」についての考察は、これまで数多くなされてきた<sup>1)</sup>。ところで美刺に関連して、『毛詩正義』（以下、誤解の恐れのない場合は『正義』と略稱する）には、「追美」と「追刺」という考え方をを用いて詩篇を解釋している例が見られる。

「追」とは「追述」、すなわち古人——多くは君主・主君——の事蹟を後の世の詩人が追想して敘述することを意味し、追想して賛美することが「追美」であり、追想して批判することが「追刺」である、と定義することができよう。つまり「追美」「追刺」とは、『詩經』の詩人たちが過去の人物・事件にどのように向き合って詩を作ったか、についての疏家の考え方を表す術語である。これら、とりわけ「追刺」は儒教倫理に照らして微妙な問題をはらむであろうと豫想され、また後世の學者の反應も多様である。しかしながら、その詳しい考察は管見の限りいまだなされていない。

本稿では、「追刺」説を『正義』における詩篇解釋の方法的概念として分析し、その意義を考察してみたい。

「追刺」とはどのようなものなのか？

「追刺」は、『正義』の解釋においてどのような機能を果たしているか？

「追刺」は、どのような理由から生まれた解釋概念か？

疏家は「追刺」という概念をどのように扱っているか？

このような問題を考えていくことによって、疏家が序傳箋の疏通を行う際に儒教倫理的

見地からいかなる問題に遭遇し、それにどのように対応したかを考察するための一つのモデルケースを得られるものと考えられる。さらに、今後「追刺」説に対する宋代以降の詩經學者の反應を調べ、歴代の詩經解釋學において儒教的倫理觀が解釋の方法論構築に對していかなる影響を與えたかを考察するための基盤も、本考察によって固められると期待する。

なお、本稿で引用した『正義』については、後の議論における参照の便宜をはかり、章ごとに一連番號を振って示す。

## II 『正義』の追刺説

追刺についてのまとまった説明は、大雅「抑」小序の『正義』に見られる。本章では、それを紹介する。大雅「抑」の小序に次のように言う。

「抑」は、衛の武公が周の厲王<sup>れいおう</sup>を刺り、またそれによって自らも戒めた詩である（抑、衛武公刺厲王、亦以自警也<sup>2)</sup>）

周の厲王は、姦臣の榮夷公を側近として利を好み暴虐な政治を行い、自分を批判するものを處刑し、民衆の言論を封殺したために民心を失い、ついに反亂を招き虢<sup>てい</sup>（山西省霍州）に放逐された<sup>3)</sup>。一方、衛の武公<sup>4)</sup>は、厲王の孫幽王<sup>ゆうおう</sup>が犬戎に責め殺されたとき、兵を率いて外敵を追い拂い、幽王に疏んじられていた太子宜臼<sup>ぎきゅう</sup>を天子（平王）として迎え、周王朝の命運を繋ぎ、その功績によって公に敘爵された人物である<sup>5)</sup>。彼は九十五歳の高齢になってもなお治政に意を用い、はばかりことなく自分の過誤を諫めるよう臣下に命じ、さらにみずからを戒めるために「懿」<sup>い</sup>を作り日夜誦したと、『國語』『楚語上』は傳えている。『國語』に注を撰した呉の韋昭は、この「懿」こそ大雅の「抑」の詩だと言う<sup>6)</sup>。臣民の自由な政治批判を保證し、それに虚心に耳を傾けることが正しい政治のために肝要だと考えた武公が、批判に耳を塞いだために民心を失って破滅した厲王を刺る「抑」の詩を作り、他山の石としたということになる。

「抑」小序の『正義』は、韋昭の説に依據した上で次のように言う。

II—① 『國語』に、「昔 衛の武公は年九十五になりながら、なおもその國人を、『卿以下、師長に至るまで、いやしくも朝廷に出仕するものは、わたしが耄碌したといっ

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

て見捨てないでくれたまえ』と戒めた。そして、『懿』を作り自らを戒めた」とある。韋昭はこれに注して、「私が考えるに、『懿』とは、『詩經』大雅『抑』の篇である……」と言う。もし韋昭の言うとおりでとすれば、武公は齡八、九十になって、はじめて「懿」の詩を作ったことになる。『史記』「衛世家」に據れば、武公は、僖侯の子で、共伯の弟である。宣王十六年に即位して衛國の君主となった。とすれば、厲王の時代には、武公は諸侯の庶子の身に過ぎなかった。いまだ國君となっておらず、周朝廷での職務もなく、厲王の政治の善悪は身に關わりなかったわけであるから、詩を作って王を刺るはずがない。必ずや、後の時代になってからこの詩を作って追刺したのであろう。正經の美詩には後の王の時代になって、先の王を追美して作られたものがある。であるならば、どうして刺詩に限っては後の王の時代になって、先の王を追刺して作られてはならないことがあろうか。

詩の作者は、詩を作って前の時代の悪行を批判し戒めようとしても、批判された當人がすでにこの世を去ってはいては、忠義を盡くそうとしても何の役にも立たない。そうであるならば、後世になって追刺することはいったい何の意味があるのだろうか。詩は、人がメロディに乗せて歌い上げ、情が憤りを發して生まれるもので、善行を見てはその功績を論じたく思い、悪行を見てはその過失を言いたく思い、それを獻じて諷諫することができ、それを詠っては胸に溜まった思いを發散することができる。もともとは、自分の心の結ばれをほぐしたいと願って作るもので、必ず諫止に用いるために作るわけではないのである。過去の人間のあやまちは、確かにもはややり直させることができないけれども、將來の主君は、あるいはその行いを改めさせることができるかもしれない。前の時代の悪行を刺っているけれども、それによって今後の龜鑑にしたいとこいねがうのであるから、必ずしも暴虐な主君が現に存在していて、はじめて言葉に表現することができ、その人がすでにこの世を去ってしまったら、すぐさま批判の口を閉ざさなければならないというものではない。「雨無正」の篇は厲王が甕に流された後のことが詠われている、と鄭玄は言う。すでに朝廷から追い出され、厲王自身は國政に口出しをすることはできないのだから、彼を戒めようとしても、やはり實効性はない。この「抑」の詩と「雨無正」の意圖とは同じことである。このことによって、韋昭の言葉が眞實を捉えていることがわかるのである（楚語曰、昔衛武公年九十有五矣、猶箴儆於國曰、自卿以下、至於師長、苟在朝者、無謂我毫而捨我。於是乎作懿以自儆。韋昭曰、昭謂懿、詩大雅抑之篇也……如昭之言、武公年耄、始作懿詩。案史記衛世家、武公者、僖侯之子、共伯之弟。以宣王十六年即位、則厲王之世、

武公時爲諸侯之庶子耳。未爲國君，未有職事，善惡無豫於物，不應作詩刺王。必是後世乃作追刺之耳。正經美詩有後王時作，以追美前王者，則刺詩何獨不可後王時作，而追刺前王也。詩之作者，欲以規諫前代之惡，其人已往，雖欲盡忠，無所裨益，後世追刺，欲何爲哉。詩者，人之詠歌，情之發憤，見善欲論其功，睹惡思言其失，獻之可以諷諫，詠之可以寫情，本願申己之心，非是必施於諫。往者之失，誠不可以追，將來之君，庶或能改。雖刺前世之惡，冀爲未然之鑒，不必虐君見在，始得出辭，其人已逝即當杜口。雨無正之篇，鄭爲流彘後事，既出居，政不由己，雖欲箴規，亦無所及，此篇彼意於義亦同，以此知韋氏之言爲得其實）（1365 - 下<sup>7)</sup>）

『國語』の韋昭注を是とするならば、武公が「抑」の詩を作ったのは平王の御代、厲王の時代から七十年から八十年前後の時を隔ててのこと<sup>8)</sup>で、厲王の時代には武公はまだ十數歳、衛の釐公の庶子の身分であり周の朝廷に出仕してはいなかった。つまり、武公は自分が親しく目睹したわけではない厲王の悪行を、はるか後代になってから詩に作って批判したことになる。詩は美刺のために作られたという漢唐詩經學の考え方からすれば、詩を作って主君の悪行を刺ること自體は何ら異とするに足りないが、しかしだからといって過去の君主を批判することまでもがそのまま許されるかどうかは別である。『國語』「楚語上」に、次のようなエピソードが載る。楚の恭王が臨終に当たり、鄢陵<sup>えんりょう</sup>の戦いで晉に敗北した責任を感じ、自分の死後、「靈」や「厲」といった暴君につける諡號を用いるよう遺言した。恭王の死後、臣下がその遺言に従おうとすると、子襄が反対して、

それはいけない。そもそも主君に仕えるものは、主君の善行を優先すべきであり、彼の過失に據って評價すべきではない（不可。夫事君者先其善，不從其過）

と戒めたという。韋昭はこれに注して、

「其の善を先にす」というのは、まず主君の善行を取り上げそれを稱贊するということであり、彼の過失を取り上げあげつらったりしないのである（先其善，先舉君之善事以爲稱，不從其過也）

と言う<sup>9)</sup>。ここで問題になっているのは、先君の諡號をいかなる觀點から定めるべきかということ、『詩經』における「追刺」とはその性格が若干異なるものの、亡くなった主

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

君の悪事を後世に喧傳することは慎むべきだという通念が、當時から存在していたことがわかる。

したがって、「抑」に見られるような「追刺」という行爲——自分が直接被害を被ったわけではない先王についての詩を作ってその非を鳴らすこと——は、儒教倫理に照らしてデリケートな問題となるであろう。上の『正義』は、この問題を解決するために行われたものである。そこに見られる疏家の説明は、「追刺」が漢唐詩經解釋學の中でいかなる意義を持っていたのかを考え、またそれを通して詩經學者がどのようなことに配慮しながら解釋を行っていたかを探るために、格好の素材を提供してくれる。

### Ⅲ 追刺は追美と對稱性を持つか？

前章で述べたように、追刺は倫理上微妙な問題をはらんだ行爲と考えられる。にもかかわらず、『正義』はなぜ『詩經』に追刺詩があると考えのだろうか。それは、『詩經』には「追美」があるからである。疏家は、「正經の美詩には後の王の時代に作られ、先の王を追美したものがある。であるならば、どうして刺詩に限っては後の王の時代に作られ、先の王を追刺してはいけないことがあろうか」と言う。追美の詩がある以上、追刺の詩も當然あり得るとする論法である。同様の説明は、「小大雅賦」の『正義』でも見られる。

Ⅲ—① 先に「小宛」の詩を検討して、詩中に歌われている出来事は「雨無正」の前〔すなわち、厲王が彘に流される以前〕に起こったことであると述べた<sup>10)</sup>。ところがこの詩が今〔「雨無正」の後、すなわち厲王が彘に流された後の位置に置かれている〔すなわち、厲王が彘に流された後に作られた〕のはなぜかという、詩の基本的なあり方として、歌われている出来事が前のことでも、詩が作られたのは後ということがあるからだ。故に、大雅の中で文王武王を詠った詩には、成王の時に作られたものが多いのである。功績を論じ徳行を褒め稱える詩は、後の位置に置いてその美徳を追述することができる。とすれば、過ちを刺り過失を譏る詩も、また後世になつてなおその悪徳を風刺するのである（前檢小宛，謂事雨無正之先。而處流彘之後者，以詩之大體，雖事有在先，或作在後。故大雅文武之詩，多在成王時作。論功頌徳之詩，可列於後，追述其美，則刺過譏失之篇，亦後世尚刺其惡）（642 - 上）

ここには、詩人が古人に對して行ふ論評を、追美—追刺という、對稱性をもった二つの

概念からなる枠組みによって捉えようとする疏家の認識が見られる。これは、美詩と刺詩とを對稱的に捉える漢唐詩經學の基本的認識からすれば自然な發想と言えよう。しかし、美一刺の對稱性が『詩經』に存在するからと言って、追美と追刺の對稱性も同じように存在すると主張することが本當にできるであろうか。

意外なことに、『正義』において「追美」という語は、先の「抑」を除いて一例しか見出すことができない。それは、周頌「酌」の以下の『正義』である。

Ⅲ—② 鄭玄は次のように考えた、「大武」の樂は、武王が紂を討伐したことを象ったものであるが、それは文王の功績に由來している。だから、大武の樂が完成したことを宗廟に報告するのにちなんで、文王の事跡を追美したのである……武王は、文王のおかげで、正しい道を踏み行うことができたと言うのである（鄭以爲、大武象武王伐紂、本由文王之功。故因告成大武、追美文王之事。……言武王以文王之故、故得道也）（1611 - 上）

小序に據れば、「酌」の詩は、禮樂を制定し「大武」の樂歌を完成させたことを周公旦が宗廟に報告したときに、その様子を見た詩人が、「大武」で歌われている武王の武功を思つて作ったものである。ただし鄭玄は、詩中には武王の武功の礎となった文王の勳功が詠われており<sup>11)</sup>、それによって武王の武功を間接的に褒め稱えようとしていると考える。詩人がそのかみの文王の御代を追想して贊美したことを指して、『正義』は「追美」と言う、この例以外には、ある詩を追美の詩と言って説明した例は『正義』中にない。

それでは、疏家は「酌」以外に『詩經』には追美の詩はないと考えているのであろうか。そうではない。「追美」という語こそ用いていないものの、『詩經』中に古人を追美した詩は數多く存在すると疏家は考えている。その代表例としては、大雅の「文王之什」に屬する詩羣を擧げることができる。早くも鄭玄『詩譜』「小大雅賦」の中で、次のように言う。

文王が天命を受け、武王が遂に天下を平定した。盛んなる徳が興隆する様を詠うのが大雅の始まりであり、「文王」に始まり「文王有聲」までがそれに当たるが、これらは徳の盛んに興隆することによって、授かった天命の始まりをたずね、そのかみの祖先たちの美德を述べたのである（文王受命、武王遂定天下。盛徳之隆、大雅之初、起自文王、至于文王有聲、據盛隆而推原天命、上述祖考之美）（631 - 上）

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

文王と武王の功業を詠った大雅の諸篇の中で、大王・王季らの父祖の美德を賛美している——「上述祖考之美」——と言う。これを「追美」と考えてよいだろう。これからわかるように、後の時代の詩人が古人の美德を追想し賛美した詩が大雅中に存在するというのは、鄭玄以来の認識である。さらに、Ⅲ—①中に、「大雅文武の詩、多くは成王の時に在りて作る」と言うように、文王・武王の勳功を詠った大雅の諸篇は成王の時代に作られたものと疏家は考えている。Ⅱ—①で、「正經の美詩には後の王の時代になって、先の王を追美して作られたものがある」と『正義』が言う「追美」の詩に、これらの詩が含まれると考えてよいであろう。

さらに、鄭玄は「周頌譜」の中で、

周頌は、周の王室が功績を成し遂げ、天下を太平にし徳を遍く行き渡らせるのを實現したことを詠った詩である。それらが作られたのは、周公が攝政となり成王が即位したばかりの頃である（周頌者周室成功致太平徳治之詩。其作在周公攝政成王即位之初）（1494 - 上）

と言うが、その周頌の詩には、文王武王の功業が詠われているものが多い。先に挙げたように、周頌「酌」が「文王の事を追美し」たものであると『正義』が言っていることを考えれば、これらの詩も疏家はやはり追美の詩だと認識していると考えてよいであろう。

このように見ると、疏家は『詩經』の詩の典型的なあり方の一つとして「追美」を認めていたと言うことができる。

ひるがえって、「追刺」はどうであろうか。はたして、「追刺」という概念は「追美」と對稱となるほどの存在感があると、疏家は本當に考えていたのであるか。これは大いに疑問である。以下に、その根拠を挙げていこう。

疏家の言葉を疑わせる一つ目の根拠は、『正義』が「追刺」と認定する詩が少ないということである。「抑」以外の例を以下に列挙する。

#### A 鄭風「有女同車」序

「有女同車」は、〔鄭の莊公の太子の〕忽を刺った詩である。鄭の國人は忽が齊の公女を娶らなかつたことを刺ったのである。太子はかつて齊を救援して功績があつた。齊侯は、娘を忽に嫁がせたいと願つた。その娘は賢女であつたにもかかわらず忽は娶

らなかつた。そのためとうとう〔忽とその兄弟が莊公の跡目を争ったとき〕大國の援助を得ることができず、放逐の憂き目にあつた<sup>12)</sup>。故に國人はこのことを刺つたのである（有女同車刺忽也。鄭人刺忽之不昏于齊。太子忽嘗有功于齊，齊侯請妻之齊女。賢而不取。卒以無大國之助，至於見逐。故國人刺之）

の『正義』に次のように言う。

Ⅲ—③ 序に言う「<sup>めと</sup>妻らしめんことを請ふ」たのは、鄭の莊公の時代である。それなのに、本詩を莊公の詩としないのはなぜかという、齊の公女を娶らなかつたのは、忽の意志から出たことだからである。〔莊公の死後〕忽が一旦は國主の位に就きながら、大國齊の援助を得られなかつた時になって、國人ははじめて〔忽が齊女を娶らなかつたことを〕追想し刺つたのである。小序に「嘗て齊に功有り」と言っているので、明らかに本詩は、忽が鄭君となつた後で昔のことを「追刺」して作られた詩であり、莊公の時代に作られたものではないのである。故に、莊公の詩とはしないのである（此請妻之時，在莊公之世。不爲莊公詩者，不娶齊女，出自忽意。及其在位無援，國人乃追刺之。序言嘗有功於齊，明是忽爲君後追刺前事。非莊公之時。故不爲莊公詩也）  
(349 - 上)

## B 唐風「鶉羽」序

「鶉羽」は時勢を刺つた詩である。晉の昭公以後、五世にわたり國は大いに亂れた。君子は外地での仕事に遣わされ、その父母に孝養を盡くすことができなかつた。それでこの詩を作つた（鶉羽刺時也。昭公之後大亂五世。君子下從征役，不得養其父母，而作是詩也）

[箋]「大いに亂るること五世」というのは、昭公・孝侯・鄂侯・哀侯・小子侯のことである（大亂五世者，昭公・孝侯・鄂侯・哀侯・小子侯）

の『正義』に次のように言う。

Ⅲ—④ 小序に「大いに亂るること五世」と言っていることからすると、本詩は亂の後に作られたものである。ただし、亂は昭公の時に始まつたので、昭公を「追刺」したの

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

である。故に昭公の詩とするのである（此言大亂五世，則亂後始作。但亂從昭起，追刺昭公。故爲昭公詩也）（462 - 下）

### C 豳風「九罭」序

「九罭」は、周公旦を賛美した詩である。朝廷が〔周公の忠義の心を〕理解しなかったことを周の大夫が刺ったのである（九罭美周公也。周大夫刺朝廷之不知也）

序の「朝廷」を、鄭玄は「朝廷の臣下」ととり、本詩は、武王の死後、成王がいまだ幼少で、周公が攝政として時の政治を執ったとき、當時の朝廷の臣下が周公に篡奪の意志があるのではないかと疑ったことを刺った詩とする<sup>13)</sup>。これについて『正義』は、

Ⅲ—⑤ 鄭玄は次のように考える——周公は疑惑を避けて東都洛邑に居ること三年<sup>14)</sup>、成王は雷雨大風の天變に遭遇して、周公を都に迎えたく思ったが、朝廷の群臣はなお管叔・蔡叔の流言に惑わされて、周公の志を理解しなかった。その後、金縢の書を開き見るに及んで、成王は自ら出迎え、周公は歸還して攝政となった。周の大夫はそこでこの詩を作り、周公を賛美し、以前、朝廷の群臣が理解しなかったことを「追刺」した。この詩は、周公が東都から歸り攝政となって以後に作られたはずである（鄭以爲，周公避居東都三年。成王既得雷雨大風之變，欲迎周公，而朝廷羣臣猶有惑於管蔡之言，不知周公之志者。及啓金縢之書，成王親迎，周公反而居攝。周大夫乃作此詩，美周公，追刺往前朝廷羣臣之不知也。此詩當作在歸攝政之後）（622 - 下）<sup>15)</sup>

### D 小雅「小宛」

以上の三例に加えて、「追刺」の語こそ用いていないものの、小雅「小宛」も追刺の詩であると『正義』は考えている。Ⅲ—①で小雅「小宛」について、詩中に詠われているのは厲王が彘に流される以前の出来事であるが、作られたのは厲王が彘に流された後であると言っているので、疏家は、「小宛」の作者が政治を執っていたころの厲王の振る舞いを思い起こして刺ったと考えていたことがわかる。

以上に「抑」を合わせると、『詩經』中で疏家が追刺と認定しているのは五例にすぎない。追美を大雅や頌の典型的な詠い方と考えていることと比べると、その数は歴然と少ない。

「追刺」を「追美」に釣り合う存在と考えることができないのは、単にその数が少ないためだけではない。二つめの根拠として、『正義』における「追刺」の用法の曖昧さが挙げられる。「追美」と見なされる詩は、後世の作者（例えば、周公の治世期に活動していた詩人）が過去の君主（例えば、文王・武王）の事蹟を思い起こして賛美するという点で内容上の共通性を持っていた。作者の生きる今の世の繁榮の基礎を作ったという意味では現在とつながっているということもできようが、基本的には詠われている事柄は、現在から隔絶されそれ自體で完結した過去、作者にとって客體化された過去として認識されている。この点から、「追美」の意味内容は一義的に定義できる。これと比べると、先に挙げた四例の「追刺」詩に詠われている過去は、その性格にそれぞれ違いが認められる。

Aの鄭風「有女同車」では、刺られている対象である忽はなお世に生きている。詩の作者は、忽みずからが招いて現在の苦境に陥ったことを刺っている、と疏家は考え、それを「追刺」と呼んでいる。現在進行中の事件の發端ということからすれば、詠われているのは現在と隔絶された過去とはいえない。

さらに、忽に対する評価も微妙である。鄭風「揚之水」序に、

「揚之水」は、臣下がないことを憐れんだ詩である。君子は、忽に忠義の臣下、善良なる士がおらず、ついに死に追いやられたことを憐れんでこの詩を作った（揚之水、閔無臣也。君子閔忽之無忠臣良士、終以死亡、而作是詩也）

と言い、忽を「閔れみ」の對象として捉えている。「有女同車」で忽が批判されているとは言っても、それは彼の犯した一度の判断の誤りに對する批判であって、その人格を道徳的な見地から斷罪しているわけではない。漢唐の詩經學者の忽に對する評價は、「抑」の作者が厲王の人格全體を憎惡し批判しているのとは質的に異なっている。

Bの唐風「鶉羽」序で「大いに亂ること五代」というのは、昭公が叔父の成師を大邑曲沃に封建し、晉の公室を凌ぐ勢力を持たせてしまったことがきっかけとなり、その後の五代をかけてついに曲沃が晉を乗っ取るに至った大政變を指す。詩人はこの大事件の直接の原因を作った昭公を追想して刺っている。昭公はすでに物故しているけれども、現在に渡る事件の發端としての位置づけであるので、詠われている過去は「有女同車」と同じく完全に現在と隔絶されているとはいえない。

Cの邠風「九罭」は、周公が攝政になる前、群臣がかつて周公を疑っていたことを刺ったもので、刺られているのは作者と同時代の人々であり、過去と言っても現在にごく近

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

い<sup>16)</sup>。

これら三例は、「追刺」とはいうものの、詩人と同時代人の過去の過失に対する批判、現在にまで続く事件の一時期をとらえての批判であり、作者の生きる現在に連続している。その意味では、同時代の人物・事件を論評した通常の刺詩と性格は近く、刺られている人物がすでに世を去り、また詠われている事件もすでに過去のものとして完結し客體化された「抑」とは異なる。Dの小雅「小宛」は、この詩が作られたのが厲王の生前か死後か疏家は結論を出していないが、假にこれが厲王の生前作られたと疏家が考えていたとすると、客體化された過去を賛美するのを典型とする「追美」に對應するのは「抑」一例のみということになる。すなわち、典型的な「追刺」と疏家が認定する作品は、きわめて限られているのである。

#### IV 『正義』に見られる異説

また、「抑」の解釋についても、II—①に掲げたものと矛盾する説が『正義』中に存在し、それに従えば「抑」も追刺と認定されないことになる。「小大雅譜」の「大雅民勞，小雅六月の後，皆な之を變雅と謂ふ。美惡各おの其の時を以ってし，亦た善を顯はし過ちを懲らす。正の次なり（大雅民勞，小雅六月之後，皆謂之變雅。美惡各以其時，亦顯善懲過。正之次也）」の『正義』では、前掲の『國語』の「抑」に關する記事と韋昭注を引いた上で、それに疑義を唱えて次のように言う。

IV—① 韋昭は、「〔『國語』で武公が作ったとされる〕『懿』とは今の『詩經』の『抑』の詩である」と言う。そうであるならば作られたのは平王の時ということになる。しかしながら、「抑」の詩を検討してみると、詩中に詠われているのはみな厲王が快樂に耽って荒んだ生活をしていることを具體的に刺っているのです、王はなお政權を失ってはいない<sup>17)</sup>。また、詩中に「〔一般庶民が愚かであるのは生まれついでのことなので不思議ではないが〕哲人が愚かな振る舞いをしているのは、王に罪せらるることを恐れてわざと愚をよそおっているのである<sup>18)</sup>（哲人の愚なるは、亦た維れ斯の戻なり）」と言っている。これらのことから考えれば、詩中の出來事は、幽王が國人によって僉に放逐される前、〔恐怖政治を敷いて〕臣民が王を批判するのを禁止しようとしたころのことである。韋昭の説は必ずしも信じられるものではない（韋昭曰、懿今抑詩。則作在平王之時。然檢抑詩，經皆指刺王荒耽，仍未失政，又言哲人之愚，亦維斯戻、

則其事在流彘之前，弭謗時也。韋昭之言，未必可信也）（642- 上）

詩中で厲王が暴政を振るっていることが詠われている以上、詩が作られた時には厲王は在位していたはずであり、平王の時代になって、武公が厲王朝を追想して作ったのが「抑」の詩だという考え方は成り立たない、故に『國語』で武公が齡九十五で作ったとされる「懿」イコール「抑」だとする韋昭の説は間違いであると言っている。

それでは、韋昭注に據らずに『國語』を讀むとどうなるであろうか。『國語』「楚語上」の本文を見直してみよう。

『國語』に、「昔 衛の武公は年九十五になりながら、なおもその國人を、『卿以下、師長や士に至るまで、いやしくも朝廷に出仕するものは、わたしが耄碌したとって見捨てないでくれたまえ』と戒めた。そして、『懿戒』を作り自らを戒めた（昔衛武公年數九十有五矣、猶箴儆於國曰、自卿以下、至於師長士、苟在朝者、無謂我耄而舍我。……於是乎作懿戒以自儆<sup>19)</sup>）

傍點で示したように、『正義』に引用された文章との間には文字の異同がある。そのうち注目すべきは、『正義』所引の文章で「懿を作る（作懿）」にしているのを、「懿戒を作る（作懿戒）」に作っている点である。これならば、「戒」を文體名と見なし、武公が作ったのは「『懿』というタイトル（あるいは「懿い」という修飾語）の戒という文體の文章」と解釋することができる<sup>20)</sup>。文章中に厲王に関連する語句が現れないことを考え合わせると、この『國語』の記事は武公が厲王を刺る詩（あるいは文章）を作ったことを証明した資料とはならず、『詩經』の「抑」が武公によって作られたことも、後世の詩人が厲王を追刺したものであることも示すものではない、ということになる。

この説は、先に見た「抑」の『正義』と眞っ向から對立するものであり<sup>21)</sup>、「抑」が追刺詩であることを否定する立場に立つものである。同じ書物の中に、これほど懸け離れた説が共存しているのはなぜであろうか。『正義』という書物が六朝の諸義疏を總合して成立したものである<sup>22)</sup>という事情に照らせば、孔穎達等、『正義』の編集者が、複数の義疏からそれぞれの説の懸隔を考えずに引用した結果であると考えるのがもっとも合理的であろう。ということは、先に見た「抑」を厲王追刺の詩とする説は、六朝期において決して定論ではなく、有力な異論があったということになる。

そもそも、詠われていることが厲王が政權を執っていたときのことである以上、詩がそ

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

の當時に作られたはずだという考え方そのものに、過去の出来事を『詩經』の詩人がどのように詠ったかについての特徴的な認識が現れている。後の時代の詩人が厲王を批判するならば、厲王が彘に放逐された後に視点を据えるはずで、その結末をとりあげず彼が政權を握っている時点だけを切り取って詠うはずがないというのが、右の説の論旨である。ここには、詩人が過去の出来事を詠う際には、その出来事に決着がついてしまった段階に視点を据えて、その人物の生涯、事件の全體を總括する立場に立って敘述するのであり、事態がまだ推移している途中の時点を切り取り再現して詠うことはないという認識が現れている。彼らにとっての過去は、事の結末を知った上で論評するための凝固し客體化されたものであり、想像力によって事態の渦中に飛び込み追體驗するためのものではない。彼らが考える追想のあり方は、ごく單純な形式なものである。

ところで右の説には、「抑」の詩は厲王の暴政を経験した當事者によって作られたものであるという考え方が見られるが、これは「抑、衛の武公 厲王を刺り、亦た以て自らいまし警むるなり」という「抑」の小序の記述をも否定している可能性が高い。『史記』「衛世家」、「十二諸侯年表」に従えば、厲王當時、武公ははまだ釐公の庶子で十代の若年であり<sup>23)</sup>、周の朝廷に出仕していなかったため、厲王の悪行を親しく見聞する立場にはなかったことになる。したがって、「抑、衛の武公 厲王を刺り」という小序の記述は誤りだということになる<sup>24)</sup>。漢唐の詩經學においては、詩序は孔子の弟子子夏が孔子の教えに基づいて作ったものとされ、解釋の根本的なよりどころである。したがって、詩序の説を否定することにつながる右の『正義』はきわめて特異な説とすることができる。漢唐の段階でも、詩序が必ずしも不可侵の存在でなかった可能性を暗示する例として貴重であると同時に、追刺に對する違和感は、漢唐詩經學の根幹である詩序の否定さえもあえてするほど強かったことがわかる。

以上の考察から、『正義』は「追刺」を「追美」と對應するものとして定義してはいるけれども、実際には「追刺」という概念は限定的にしか用いられていないことがわかった。これは、通常的美刺と比較した場合、きわめて特徴的である。なぜならば、一口に「美刺」と併稱されるが、実際には『詩經』には、美詩よりも刺詩が壓倒的に多いというのが定説だからである<sup>25)</sup>。錢鍾書氏が指摘するように、『詩經』の詩は、通常美詩に分類されるものも含めて實際はすべて「刺詩」であるとする言説も古くから行われた<sup>26)</sup>。『詩經』は、本來「刺」と相性がよいのである。現實の政治と當今の爲政者に對する論評においては批判を主とするのに、過去の事件・過去の人物においては批判の言辭を認めにくいとい

うのは、注目に値することである。

このことは、二つの側面から考えることができる。一つは、『詩經』の中に収録された追刺詩が実際に少なかったということである。これは、中國古代において先君を刺った詩が作られることが稀だったということと、民間の歌謠や朝廷の儀式歌を採集・編纂して『詩經』が成立する過程において、過去の君主を刺った詩が選擇的に排除されたということとの二つの可能性を含む。いずれにしても、中國古代から追刺という行爲に對する心理的規制力が強く働いていたことを意味しよう。

もう一つは、『詩經』が成立した後、序傳箋を始めとする先行研究を承けて、漢唐詩經學を集大成した疏家が、『追刺』の概念を用いて解釋を行うことに慎重な態度をとったということである。一言でいえば、疏家にとっては、「追刺」は使用の難しい概念だったということである。本稿では、後者の側面にスポットを当てて考察を進めたい。『詩經』の成立過程とは別に、このことも考察すべき重要な問題を含むことは以下の議論が進むとともに明らかになろう。

## V 『正義』「追刺」説の分析

IIで紹介した楚の恭王の諡號に關する逸話に見られるように、前代の君主の非を鳴らす行爲が、君臣の儒教倫理に抵觸する恐れがある以上、「追刺」という認識は疏家にとって應用し難いものであったということは容易に推察できよう。しかし、なお疑問は残る。これを逆の立場から問いかけることもできる。倫理的に難があるにもかかわらず、なぜ『正義』は追刺という概念を採用したのだろうか、疏家は、追刺という概念をあえて使って、詩篇のいかなる問題を説明しようとしたのだろうか。この問題を考える視點を得るために、II—①の「抑」の『正義』について、改めてその論理を分析してみたい。

『正義』は、「追刺」の説に對するあり得べき批判を豫想して次のように言う。

詩の作者は、詩を作ることによって前の時代の悪行を批判し戒めようとしても、批判された當人がすでにこの世を去っていは、忠義を盡くそうとしても、何の役にも立たない。そうであるならば、後の世になって追刺することにいったい何の意味があるのだろうか。

風刺詩は、風刺する對象を戒告し教導することを目的とするから、すでにこの世にいな

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

い人物を風刺する追刺詩には存在意義がないという批判である。詩は第一義的には、作者が自分と現実的な関係を持つ特定の人物に向けてメッセージを伝えるために作られたものであり、詩の作者と詩の内容との間には同時代的な関係が成り立っているという考え方を考えることができる。これは、風刺詩の存在意義を實用主義的に捉えたものである。

この批判に対する『正義』の回答は、二つの側面に分けることができる。ひとつ目は、

- (a) 詩は、人がメロディに乗せて歌い上げ、情が憤りを發して生まれるもので、善行を見てはその功績を論じたく思い、悪行を見てはその過失を言いたく思い、……もともとは、自分の心の結ばれをほぐしたいと願って作るもので、必ず諫止に用いるために作るわけではないのである。

である。ここでは、詩が生み出される心理的動因から説明がなされている。詩とは、作者の感情が自然に溢出して生まれるものである。だから詩の作者は、必ずしも教化の責任を自覺し、道徳的配慮を持って詩を作るとは限らない。教化の实效性を持たないことを理由にして追刺の存在意義を疑う意見を、詩は必ずしも現実的效用を目指してのみ作られるわけではないと言って斥けている。これは言うまでもなく、「毛詩大序」の、

詩は志の之く所なり、心に在りては志と爲り、言に發しては詩と爲る。情は中に動きて言に形あらはる。言ひて足らず、故に嗟歎す。嗟歎して足らず、故に永歌す。永歌して足らず、知らず手の舞い、足の蹈むを（詩者志之所之也、在心爲志、發言爲詩。情動於中而形於言。言之不足、故嗟歎之。嗟歎之不足、故永歌之。永歌之不足、不知手之舞之、足之蹈之也）

に基づく考え方である。これに據れば、詩の存在意義を現実的效用の有無によって考える必要がなくなる。

もう一つの説明は、

- (b) それを獻じて諷諫を行うことができ、過去の人間の過失は、たしかにもはややり直すことができなけれども、將來の主君は、あるいは行いを改めることができるかもしれない。

である。これは、詩の效用の側面から批判に答えたものである。疏家が想定する批判は、風刺の対象が實在しなければ風刺は實效性を持たないというのが趣旨であった。これに對して、追刺の詩は批判されている當人ではなく、その詩を読む、あるいは聞く後世の享受者の道徳的覺醒を促すことを效用としていると反論する。詩は、必ずしも作者が現實的な關係を持つ特定の人物にのみ向けられて發せられるわけではないと言って、詩のメッセージの普遍性・永續性を主張している。

このように考えれば、上の議論は、詩篇の意味層を一元的に捉え、かつ現實的效用の有無、しかも同時代的な效用の有無のみに詩の存在意義を見出そうとする考え方に對して、詩篇の存在意義は作者の込めた本來的な意味と享受者に與える現實的效用との二つの側面から捉えるべきであり、かつ現實的效用とは同時代のみではなく、後世に對する效用をも考えるべきであると答えたものと、まとめることができる<sup>27)</sup> 疏家は、このように論じることによって、『詩經』における追刺の存在を主張するのである。

ところで(a)では、作者が追刺詩を作るに當っては現實的な效用を考えているわけではないと言っている。一方、(b)では、その詩は將來の主君の道徳的覺醒を目的としている——そのような現實的な效用を付與されている——と言っている。二つの説明は、十分に整合的ではない。二つの説明の間の乖離は、どのようにすれば解消できるであろうか。

この乖離を解消するためには、感情の表出のみを目的とした者——詩の作者——と、後世への教訓という意味を詩に付與した者とが別であると考えればよい。つまり、作者は現實的な效用・道徳的意義を考えず詩を作ったが、その詩に別の人間が人々の教化に資するように新たな意義・機能を付與したと考えればよい。その人間とは、『詩經』の編述に携わったものということになる。つまりここには、詩の作者と、その詩を『詩經』という全體の一部分に位置づけた人間——『詩經』の編者——という二つの存在を考え、一篇の詩には、作者の創作意圖と、『詩經』の編者が付與した現實的效用——道徳的役割——という別次元の性格が、二重に存在している、という考え方が萌芽的に現われていると見ることが出来る。これは、北宋の歐陽脩が『詩本義』「本末論」の中で唱えた、詩篇には、詩人の意・大師の職・聖人の志・經師の業という意味的な多層性が存在するという認識の先蹤と見なすことができる<sup>28)</sup>。

また疏家の説明には、作者の作詩の動機——現實的效用に配慮することのない、感情の自然の流露——と、作られた詩の持つ現實的效用——後世の享受者に道徳覺醒を促すこと——とは、必ずしも一致する必要はないという考え方が見られる。作者の意圖を本來的な意味として「體」と位置づけ、編者の付與した效用を「用」と位置づけて、中國の傳統

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

的な思惟形式である「體用」の一種として扱うことも可能であろう。この認識は、「淫奔詩」が『詩經』に収録されている理由についての、南宋の朱熹による説明を想起させる。『詩經』の中には、無知な男女がみずからの不道德な男女関係をあからさまに詠った詩がある。それらの詩が『詩經』という至高の經典に收められているのは、詩自體は不道德な内容に違いないが、それを讀んだ人間が詩中の内容に嫌悪感を抱き、自分はこのようなことをすまいと考え結果的に道德的生活を目指すことを、企圖してのことである——これが、朱熹の淫奔詩説である<sup>29)</sup>。ここには、必ずしも道德的な配慮をもって作られたわけではない詩に、それを『詩經』の體系に組み入れた人間が道德的な役割を果たすよう新たな意義づけをする、という圖式が見られるが、これは『正義』の追刺説と論理構造が同様である。

以上の考察から、追刺をめぐる疏家の思惟には、詩篇の意味の多層性、體と用の問題が存在することが明らかになった。このことを鍵概念として、漢唐詩經學における追刺の役割について考察していきたい。

## VI 「追刺」と認定しない例

前章で分析したように、追刺を正當化する疏家の議論の中で、作詩の動機（作者の意）と現實的效用（編者の意）とを別の次元で捉えようという認識の萌芽が見られた。しかし、『正義』の文中に現れた範囲の中で考えれば、この二者の関係は明確に説明されていると言いはない。それはなぜだろうか。疏家は、作詩の動機と現實的效用という二つの意味層をどのように考えていたのであろうか。あるいは疏家の認識にはどのような限界があったのだろうか。そして、何が疏家の認識にそのような限界をもたらしたのであろうか。

『詩經』の詩篇の中には、『正義』の解釋自體から判断すると、「抑」と同じく典型的な追刺の詩として考えるのがふさわしいにもかかわらず、追刺であることを『正義』が否定している例がある。その詩題が亡國の悲しみの代名詞として用いられる王風「黍離」がそれである。本詩は小序に、

「黍離」は、宗周鎬京をいたむ詩である。周の大夫が使いで外地に赴き、宗周にやってくる、いにしへの宗廟や宮室を通りかかったところ、いづこも〔開墾されて農地となり〕イネやキビに覆われていた。周王室の顛覆をいたみ、彷徨して立ち去るに忍びず、この詩を作った（黍離閔宗周也。周大夫行役，至于宗周，過故宗廟宮室，盡爲

禾黍。閔周室之顛覆，彷徨不忍去而作是詩也)

と述べられているように、周の都鎬京に犬戎が侵入し幽王が殺されたため、周王朝が滅亡の危機に瀕し、平王を立て都を洛陽に遷すことによってかろうじてその命脈を保った事件の後、舊都を通りかかりその荒廢を目の当たりにした詩人が周王朝の衰亡を悲しんだ詩である。その悲しみは、このような事態を招いた元凶である幽王に対する恨みに轉化され、各章末二句に、

悠悠蒼天 悠悠たる蒼天  
此何人哉 此れ何人ぞや

という詩句が繰り返される。これを鄭箋は、

なんと遠いことだろう蒼天は、と言って仰ぎ見て訴え、天に己の言葉を察してほしいと思っている。この亡國の君はいかなる人かと言うのは、甚だしく憎んでいるのである（遠乎蒼天，仰懇欲其察己言也。此亡國之君何等人哉，疾之甚）

と解釋し、『正義』も、

VI—① この亡國の君は、いったいいかなる人であって、周の宗廟をかくまで荒れ果てた廢墟としてしまったのか。憎むこと甚だしいので、故に「此れ何人ぞや」と言う（此亡國之君，是何等人哉，而使宗廟丘墟至此也。疾之太甚，故云此何人哉）（298 - 下）

と敷衍している。「亡國の君」すなわち幽王<sup>30)</sup>について、名を呼ぶことすら潔しとしないほど甚だしく憎悪していると言っているのであるから、彼を批判する気持ちが詩句に詠われていると『正義』が考えていることは明らかである。

このように見ると、本詩はまさしく典型的な追刺の詩となると思われる。ところが、『正義』は次のように言う。

VI—② 周室が顛覆したというのはまさしく幽王の亂のことを言う。王室が覆り滅ぼされ、東のかた洛陽に遷都することを餘儀なくされ、その舊都を喪失してしまった。この詩

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

は平王の時代に作られたものではあるが、しかし作者の心は幽王の敗亡を恨んでいる。ただ、宮室に黍稷<sup>キト</sup>が生い茂っているのを悲しむことが主たる内容となっていて、幽王を追刺しているわけではない。故に平王の詩とするのである。また、宗周が滅んだのは、平王の咎ではないので、平王を刺ってもいけないのである（周室顛覆正謂幽王之亂。王室覆滅，致使東遷洛邑，喪其舊都。雖作在平王之時，而志恨幽王之敗。但主傷宮室生黍稷，非是追刺幽王。故爲平王詩耳。又宗周喪滅，非平王之咎，故不刺平王也）  
(297 - 上)

疏家は、この詩の作者が西周の滅亡を招いた暗君幽王を心に恨んであることを認めているにもかかわらず、この詩は宮室の衰亡を嘆くことを主たる内容としているから、幽王を追刺した詩ではないと言う。ここには、「刺」についての疏家の特徴的な考え方が表れている。「黍離」の詩で溢出している感情は、周の幽王に対する「傷み」の情であり、「恨み」の情である。しかし、疏家に據れば本詩は幽王を「刺った」詩とは言えない。つまり疏家は、「刺」とは溢出した感情と等価ではないと考えている。これはそれなりに頷ける考え方ではある。「刺」が目上の存在に対する論評行爲である以上、それは理性的な価値判断を伴った行爲であり、単なる感情の溢出とは異なるからである。別の言い方をすれば、溢れ出た感情を理性のフィルタで透過したのが「刺」だということもできるであろう。

しかし、この認識はVで分析した疏家の追刺の説明と矛盾している。そこでは、「もともとは、自分の心の結ばれをほぐしたいと願って作るので、必ず諫止に用いるために作るわけではない」と言い、いにしへの君主の悪行に対する感情が自然に溢れ出て作られたものが「抑」という追刺の詩だと述べていたからである。この観点からすれば、幽王に対する傷み恨みの感情が溢れている「黍離」は、自ずから「追刺」と認定すべきものはずである。ところが、疏家はそれを否定しているのである。

なぜ『正義』は、「黍離」の詩を幽王を「追刺」した詩と考えないのであろうか。『正義』に次のように言う。

VI—③ 『史記』「宋世家」に次のように言う、「箕子は周王に朝見しようとして、殷の都の跡を通りかかったところ、城はこぼたれ、キビが生い茂っていた。箕子はこれを悲しんで「麥秀」の詩を作って歌った。詩に、「麥秀 漸漸たり、禾黍 油油たり。彼の狡童は、我に好からず」と言う。「狡童」というのは紂のことである。〔「麥秀」の詩が〕殷墟を通りかかって紂を傷んでいるのだから、〔周の舊都を通りかかったこ

とを詠った] この〔黍離〕の詩も幽王を傷んでいることは明らかである。しかし、幽王を刺ることを主としているわけではないので、だから雅に編入しなかったのである。「何等人」というのは、「何物人」というのと同じである。大夫はそれが誰なのか知らなくて「いかなる人ぞ」と言ったのではない。憎むことが甚だしかったからである（史記宋世家云、箕子朝周、過殷故墟。城壞生黍。箕子傷之、乃作麥秀之詩以歌之。其詩曰、麥秀漸漸兮、禾黍油油兮。彼狡童兮、不我好兮。所謂狡童者紂也。過殷墟而傷紂、明此亦傷幽王。但不是主刺幽王、故不爲雅耳。何等人猶言何物人。大夫非爲不知而言何物人。疾之甚也）（300 - 上）

ここでも「麥秀」が殷の紂王を傷んで作られたと同様、「黍離」も周の幽王を傷んで作られたと言い、また作者が幽王を心の底から憎悪していることが再確認されている。しかし、この詩は幽王を刺ることに主眼が置かれているのではないから、雅（小雅あるいは大雅）に編入されていないのだと言う。鄭玄「王城譜」に據れば、王風の詩は平王が洛陽に遷都して後の詩である<sup>31)</sup>。幽王の詩であれば小雅か大雅に編入されているはずである<sup>32)</sup>が、そうではない以上、「黍離」は幽王を詠ったものではない、したがって幽王を追刺した詩ではないという論理である。

これを逆から言えば、かりに「黍離」が「王風」ではなく小雅か大雅に編入されていたならば、幽王を刺る詩ということになり、疏家も本詩を追刺の詩と認定していたことになる。ここからわかるのは、追刺であるかどうかを決定する要因は、詩の内容がどうかであるかということではなく——幽王に対する作者の感情が「黍離」に詠われていることは疏家も認めていた——、その詩が『詩經』中でどのように位置づけられているかによる、と疏家が考えていたということである。『詩經』において、ある詩をどこに編入するかを決定するのは、作者ではなく編者である。つまり疏家は、追刺を作者の創作意圖を表すものではなく、編者の編纂意圖を表す概念として用いている。

追刺の概念を用いて説明を行った『正義』が前後で矛盾している例が、小雅「小宛」にも見られる。Ⅲ—①の中で、疏家は「小宛」は、詩中に詠われているのは厲王が虢に流される以前に起こったことであるが、詩が作られたのは虢に流された後であるので、厲王を追刺した詩である、と説明していた。ところが、この少し先では疏家は次のように言う。

Ⅶ—④ 「小宛」は、「爾なんじの所生（父祖の意——筆者注<sup>33)</sup>）をはずかし忝むること無かれ」と言って王に教えている。〔「民勞」「十月之交」「小旻」とこの「小宛」とは〕みな王に善事

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

を行い民を導くよう教えている。だから詩中に詠われた出来事はやはり厲王が虢に流される前のことである（小宛誨王無忝爾所生。皆教王爲善以導民。其事亦在流虢前矣）（642 - 上）

「王に誨<sup>おし</sup>ふ」「王に教ふ」と言っているこの王は厲王を指す。と言うことは、この部分では疏家は、「小宛」は、厲王を教えるために作られた詩であると認識していることになる。これは、本詩を追刺の詩であると述べていることと矛盾する。追刺の詩であるならば王がすでに政權を失った後に作られたものであるので、王に改善を促そうと教えたところで無意味だからである。

疏家はなぜ本詩を追刺と解釋したのであろうか。それは、本詩の置かれている位置による。Ⅲ—①で疏家は、

この〔「小宛」の〕詩は今、〔「雨無正」の後、すなわち〕厲王が虢に流された後の位置に置かれている〔すなわち、厲王が虢に流された後に作られた〕のはなぜかという、詩の基本的なあり方として、歌われている出来事が前のことでも、詩が作られたのは後ということがあるからだ。……過ちを刺り過失を譏る詩も、また後世になってなおその悪行を風刺するのである

と述べていた。疏家に據れば『詩經』の詩は、例外も数多く存在するものの基本的には作られた順序に従って配列されている。この認識に基づき、本詩が厲王が虢に流されて以後に詠われたと考えられる「雨無正」の後に配置されていることから、本詩が作られたのも「雨無正」以後、厲王が虢に流された後のことであると考えるのである。疏家は、内容ではなく置かれた位置に基づいて、本詩を「追刺」の詩と認定している。

「黍離」においては疏家は、詩の本文に後世の詩人が前代の亡國の君主幽王を傷み憎んだ詩句があるのに、編纂者がそれを幽王の詩を収めた小雅あるいは大雅に編入しなかったことに従って、それを追刺詩と認定しなかった。一方、「小宛」においては、詩の本文に據る限りでは、現に天下に君臨している王を作者が諫めていると解釋できる詩句があるにもかかわらず、それが王が天下を失った後に作られた詩の位置にあるのに従ってあえて追刺と解釋した。この二つの事例に共通しているのは、追刺という概念が詩の本文に何が書かれているかを考察することから導き出されたものではなく、その詩が『詩經』中の特定の位置を與えられたことの意味を考える中から出てきたものだという事である。すなわ

ち、作者の意を明らかにするためではなく、編者の意を明らかにするために用いられているのである。

以上の考察から、疏家にとって追刺という概念がどういう意義を持つものだったのかわかる。Vで疏家は、詩篇には作者の意と編者の意という二つの意味層があるので、追刺の意味は、作者の込めた感情と享受者に與える現實的效用との二つの側面から捉えるべきであるという認識を示していたが、實際の解釋において追刺は、編者によって後に付與された現實的な效用を説明する概念として用いられ、作者がその詩にどのような感情を込めているかを説明するためのものとしては用いられていない。端的に言うと、追刺は詩の本義を明らかにするためではなく、疏通のための概念として用いられている。このことは、疏家は『詩經』の詩篇には作詩の動機として作者の感情の自然な流露があることを認識してはいたものの、この認識を詩經解釋の理論・方法論に通貫させるには至っておらず、實際の詩篇解釋においては編者が付與した現實的效用の解明に解釋の力點を置いていたことを示している<sup>34)</sup>。

## VII まとめ

追刺をめぐる疏家の思惟を考察する中から二つの問題が浮かび上がってきた。一つは、彼らが『詩經』解釋の體系の中で「刺」を位置づけるに当たって慎重な態度を見せていたらしいということである。

上は以って下を風化し、下は以って上を風刺し、主文にして譎諫<sup>きつかん</sup>す、之を言ふ者罪無く、之を聞く者以って戒むるに足る。故に風と曰ふ（上以風化下、下以風刺上、主文而譎諫、言之者無罪、聞之者足以戒。故曰風）

詩經の詩は論評のためにあるというのが漢唐詩經學の基本的認識である。詩によって目上に對する批判を行うことは理念的には保證されていたと、上の『毛詩』大序は述べる。しかし、刺詩についての『正義』の解釋を見ると、目上に對する論評には實際には様々な制約が課せられていたと疏家が考えていたのではないかと思われる例がしばしば見られる。一例として、小雅「小弁<sup>しょうはん</sup>」を擧げよう。「小弁」序の、

「小弁」は、幽王を刺った詩である。〔褒姒の讒言を信じた幽王によって放逐され

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

た] 太子〔宜咎〕の守り役が作った（小弁，刺幽王也。太子之傳作焉）

に、『正義』は次のように言う。

Ⅶ—① もろもろの詩序は〔例えば、「《何人斯》，蘇公 暴公を刺る」とか「《巷伯》，幽王を刺るなり。寺人 讒に傷むが故に是の詩を作るなり」とか〕みな篇名の下にその詩の作者を言う。この詩のみが詩序の最後に「太子の傳もりやく 作れり」と言うのは、この詩が太子の言葉を述べているからである。太子は詩を作って父を刺るわけにはいかない。守り役が太子の意を汲んでその思いを述べて刺ったので、序の書き方を變えてその事情を傳えたのである（諸序皆篇名之下言作人，此獨末言太子之傳作焉者，以此述太子之言，太子不可作詩以刺父，自傳意述而刺之，故變文以云義也）

太子の守り役が彼に代わって詩を作ったのは、子たるもの自分の父親を刺る詩を作ることは許されないからだ、と疏家は言う。詩による目上の者に對する批判は、萬人に許されていたわけではないと、疏家は考えるのである。

ここで興味深いのは、「小弁」は太子の守り役が太子の言葉を詩に仕立てた（「此れ太子の言を述ぶ」と言っているところである。これによれば、太子は自分の父を刺る言葉を口にしていることになる。すなわち、子が父を刺ることがあり得るとは疏家も認めている。認められないのは、それを詩の形に定着させることと疏家は考えているのである。これは、詩作が一般の言表行動と性格が異なるという認識の表れである。單なる發言は、感情の自然な流露であろう。一方、詩にして刺るというのは、感情の自然な流露ではなく、外部に對する公的な行爲であり、その社會的影響を考慮した上で目的意識をもってするものという認識が疏家にあったことがわかる。これは、Ⅴで紹介した、詩作行爲を感情の自然な流露と説明する「毛詩大序」とは異質の詩歌觀である。疏家が追刺を認めながら、その活用については慎重な態度を示したことも、やはり同様の理由によるものと考えられる。

「毛詩大序」の「主文にして譎諫す」について、鄭玄は、

「主文」とは、音樂の宮・商のメロディにあい應じることを主とするということである。「譎諫」とは、ゆったり抑揚をつけて歌に詠って、あからさまに諫めたりしないことである（主文，主與樂之宮商相應也。譎諫，詠歌依違，不直諫）

と注する。これについて『正義』は、

Ⅶ―② 臣下が詩を作る場合、真心に基づき誠意を主張して、宮・商など五聲が互いに調和し合う「文」（メロディー）に（歌詞を）適合させる。その歌詞を音楽に乗せて、それとなくぼんやり「譎諫」（遠まわしに忠告）し、ズバリとは君主の過失を言わない（其作詩也、本心主意、使合於宮商相應之文、播之於樂、而依違譎諫、不直言君之過失）（16-上。譯文は、岡村繁<sup>35)</sup>に據った）

Ⅶ―③ 「譎」とは、權詐（うまくペテンにかける）という意味の字である。この詐術を音楽の歌唱に適用し、それとなくぼんやりしたポーズで「諫める」のも、やはり權詐という意味に合する。だからこれを「譎諫」と表現したのだ（譎者、權詐之名、託之樂歌、依違而諫、亦權詐之義、故謂之譎諫）（16-下。同上<sup>36)</sup>）

と説明する。これを見ると、臣下が主君を諫める場合、詩の形式に載せて詠うからこそ罪せられない——詩の形で批判を行うということが批判者の安全を保證する——と疏家は考えているように見えるが、「小弁」の『正義』はむしろ逆に、詩として表現する方が、公的な発言として様々な拘束を受けると、と言っているようである。

Ⅶで見た「黍離」には、「悠々たる蒼天、此れ何人ぞや」という幽王に對する傷み憎しみと感情を流露させた言葉があるにもかかわらず、幽王に對する「追刺」ではないと『正義』は解釋していた。このことを上の認識を援用して説明すれば、詩の中で先君に對して單純に感情を溢出させるよりも、冷靜な判断を伴った追刺を行うことの方がより認められにくい、という考え方が現れたものということが出来るかも知れない。いずれにしても、「小弁」においても「黍離」においても疏家は、感情にまかせた発言と「刺」とは、性格が異なる、そして、先君に對する單なる感情の吐露は許されても、公然たる批判は簡單には許されなかったと考えている。

追刺をめぐる疏家の思惟の考察から浮かび上がったもう一つの問題は、疏家が作者の意と編者の意圖の二つの意味層の存在に氣付いていたことと、そうでありながら、詩篇の解釋に当たっては、編者の意圖の解明に意を注いでいたということである。つまり、『正義』は、詩の解釋にあたっては、作者がどのような思いから詩を作ったかということではなく、『詩經』の編者がなぜその詩を『詩經』の一篇として採用したのか、その詩に道德教化に資すべきどのような社會的機能をもった意味を付與したのかを明らかにすることを、

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

自らの解釈の主眼としていたということである。作者による、感情の流露を目的とした作詩活動よりも、民間から採集された詩に人々を教化することを目的として新たな意味を付與し再編成するという編者による編纂活動の方が、よりいっそう儒教倫理に適合するよう配慮を求められることになる。したがって、疏家がそのような考え方のもとで詩篇の解釋を進めていたとすれば、追刺という概念を廣範に用いることが難しかったであろうことは想像に難くない。

北宋の歐陽脩は、『詩本義』「本末論」の中で次のように言う。

ある詩を作りある事柄を述べ、善行であれば賛美し、悪行であれば批判する、このような詩人の意は本（本質的なこと）である。その名を正しその類を分かち、『詩經』のあるジャンルの一篇として編入したり違うジャンルに編入したりする、このような太師の職掌は末（枝葉末節）である。その詩の美刺するところを察し、詠われたことの善悪を知り、善を勧め悪を戒めたりする、このような聖人の志は本である。詩人の意を探究し聖人の志に達するのは、經典を研究する學者の本である。太師の職掌を講じ、いにしえから傳わった解釋を失ったために、みだりに自説を唱えたりするのは、經典を研究する學者の末である（作此詩，述此事，善則美，惡則刺，所謂詩人之意者本也。正其名，別其類，或繫於彼，或繫於此，所謂太師之職者末也。察其刺美，知其善惡，以爲勸戒，所謂聖人之志者本也。求詩人之意，達聖人之志者經師之本也。講太師之職，因其失傳而妄自爲之說者經師之末也<sup>37)</sup>）

追刺という概念を作者の意を明らかにするためではなく、編者の意を説明するために用いた『正義』は、右の歐陽脩の定義によればまさしく「經師の末」ということになるだろう。疏家にとって追刺の概念は、『詩經』の本文・序・傳・箋の間に存在する矛盾や乖離を説明するために案出された、いわば苦し紛れの概念といえることができる。したがって、それは『正義』においてはその潜在的な可能性を十分に發揮することなく終わった。漢唐の詩經學の限界を超克して新たな詩經學を構築しようとした歐陽脩による、前代の詩經學の總括は正鵠を穿っている。

しかし、その一方で『正義』が追刺の概念を説明して、作者の意と編者の意の二層の存在を前提にしていることが、詩篇の意味・機能を詩人の意・太師の職・聖人の意・經師の業の四層に辨別する歐陽脩の認識の先驅と位置づけられることを、やはり重視すべきであろう。結論を出すためには、なお慎重に考察する必要があるが、歐陽脩が『正義』を参考

にしてその學説を發想した可能性もあるからである。Vで、疏家の追刺についての説明が朱熹の淫奔詩説と同様の論理構造を持っていることを指摘したが、これも、『正義』の苦し紛れの説と宋代の詩經學を支える理論との間に學的繼承關係があった可能性を示すものとも考えることもできよう。假にそうだとすれば、皮肉な見方ではあるが、『正義』が漢唐の詩經學の體系を守るために案出した解釋の認識は、漢唐の詩經學を乗り越えて新たな詩經學を構築しようとした、宋代の詩經學者のために學的基盤を準備したことになる。別の言い方をすれば、歐陽脩と朱熹は唐代の疏家によって提出されながら十分に解決されないまま残された課題を、みずからの課題として引き受け發展させることを通じて、その新しい詩經學を構築していったと言えるかもしれない。

本稿で取り上げたのは、「追刺」についての疏家の考え方という一つの小さな問題にすぎないが、『正義』と北宋の詩經學との間に存在する學説の繼承關係にも留意すべきことを示唆しているように思われる。他の問題についても、同様に『正義』と宋代詩經學との間の學的認識における共通性が見られるであろうか。これは今後検討していかなければならない課題である。

また、本稿では、儒教倫理に沿った解釋を行うという儒家としての基本的立場と、序傳箋の疏通という著述の本旨のはざまで、追刺という解釋概念を案出しながらもその廣範な運用に二の足を踏んでいる疏家の様子を見た。ここで浮かび上がった儒教倫理と詩經解釋との衝突という問題は、北宋以後の詩經學者も同様に直面したであろう。彼らはこれにどのように對處したであろうか。本稿の考察をもとにして、引き続きこの問題に取り組んでいきたい。

## 注

- 1) 例えば最近の研究成果として、施瑜生「《毛詩序》與“美刺說”」（『電大教學』1998年第5期）、劉毓慶・郭萬金「《詩小序》與詩歌『美刺』評價體系的確立」（『太原師範學院學報（社會科學版）』2007年第6期）、梅顯懋「《毛詩序》以美，刺說詩探故」（『社會科學輯刊』2005年第1期）などがある。
- 2) テキストは、十三經注疏整理本『毛詩正義』（北京大學出版社、2000）第4～6冊を用いた。
- 3) 『史記』「周本紀」、『國語』卷一「周語上」參照。厲王放逐は共和元年、紀元前841年のことである（中華書局排印本『史記』「十二諸侯年表」512頁に據る）。
- 4) 中華書局排印本『史記』「十二諸侯年表」に據れば、在位は宣王十六年（紀元前812）から平王十三年（紀元前758）まで。
- 5) 『史記』「衛世家」に、「〔武公が即位して——筆者補注〕四十二年、犬戎が周の幽王を殺した。武公は兵を率いて周の救援に赴き、犬戎を平定して、すこぶる功勞があった。周の平王は武公に命じて、その侯爵を公爵に昇格させた。武公はその五十五年に没し、子の莊公揚が立った（四十二年、

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

犬戎殺周幽王，武公將兵往佐周平戎，甚有功，周平王命武公爲公。五十五年卒，子莊公揚立。」（譯文は小竹文夫・小竹武夫に據る。『史記3・世家中』ちくま學藝文庫，1995，131頁）と言う。武公の即位および卒年については、『史記』「十二諸侯年表」に照らしても確認することができる（中華書局排印本，第2冊521・536頁）。

- 6) テキストは，清・董增齡撰，光緒庚辰章氏式訓堂精刻本影印『國語正義』を用いた。同書卷十七（1985，巴蜀書社，下冊1122頁）の韋昭注に，「懿讀曰抑」と言い，董增齡疏に，「古抑・意・懿字皆相通」と言う。郭錫良『漢字古音手冊』（北京大學出版社，1986）に據れば，「懿」「抑」いずれも，上古音では聲母が「影」母，韻部が「質」部に屬する。
- 7) 本稿に引用した『正義』および鄭玄『詩譜』については，検索の便宜を考えて，前掲テキストのページ数および上段か下段かを示した。（1365-下）は，1365頁下段を示す。
- 8) 武公が「懿」を作ったのが，平王元年（紀元前770）のことだとすれば，厲王放逐から71年後となり，彼の最晩年平王十三年（紀元前758）のこととすれば，83年後となる。董增齡が「即以平王元年計之，上距厲王流彘之歲已六十七年」（前掲書1126頁）と言うのは何に據るか不詳。
- 9) 同右，1088頁。
- 10) 「小大雅譜」の『正義』に次のように言う。

〔「民勞」「十月之交」「小旻」「小宛」は〕みな王に善事を行い民を導くよう教えている。だから詩中に詠われた出來事はやはり厲王が彘に流される前のことである。ということは，厲王の小雅の中で「雨無正」の一篇だけが，その出來事が彘に流された後のことを詠っていることになる（小宛誨王無忝爾所生。皆教王爲善以導民。其事亦在流彘前矣。則厲王小雅雨無正一篇事在流彘之後）
- 11) 「酌」序の『正義』に，「鄭以爲，武王克殷，用文王之道，故經述文王之事，以昭成功所由」と言う。
- 12) 『史記』「鄭世家」參照。
- 13) 毛傳は，本詩を成王を刺る詩ととる。これについて『正義』は次のように言う。

作九罭詩者美周公也。周大夫以刺朝廷之不知也。此序與伐柯盡同，則毛亦以爲刺成王也。周公既攝政而東征至三年，罪人盡得，但成王惑於流言，不悅周公所爲。周公且止東方，以待成王之召。成王未悟，不欲迎之。故周大夫作此詩以刺王。經四章皆言周公不宜在東，是刺王之事。

これに據れば，流言に惑わされて周公に疑惑を抱いた成王が，東方の遠征を終えた周公が都に歸還することを許可しようとしないうことを刺った詩と，毛公は解釋していることになる。現に進行中の事態に對する批判なので，「追刺」ではないことになる。
- 14) 『尚書』「金縢」に，「周公居東二年」とある。疏家は，豳風「東山」序に「周公東征，三年而歸」とあることなどに基づき，「三年」というのは周公が都を出發してから歸還するまでに三年を経たことを言い，「二年」というのは周公が東土で實際に過ごした時間の長さと言ったままで，實質は同じと言う。また，王肅の「東，洛邑也」という説を引用する（十三經注疏整理本第3冊『尚書正義』400-上）。本詩の『正義』に「周公避居東都三年」と言うのは，これらを承けてのことと考えられる。
- 15) 「豳風譜」の『正義』で，疏家は王肅の説を紹介し，

既美周公來歸，喜見天下平定，又追惡四國之破毀禮義，追刺成王之不迎周公，而作破斧・伐柯・九罭也。伐柯序云，刺朝廷之不知。王肅云，朝廷斥成王也。肅又云，或曰東山既歸之詩而朝

廷不知猶在下何。曰同時之作。破斧惡四國而其辭曰，周公東征，四國是皇。猶追而刺之，所以極美周公

と言う。これに従えば、「破斧」「伐柯」も追刺詩となるが、疏家は王肅の説を異説として紹介していることに鑑みて、本稿では検討の対象外とした。

16) 上に紹介した、「破斧」「伐柯」を追刺詩とする王肅の説でも、現存の成王の過去の過ちを刺っているのに、やはり「九罭」と同様である。

17) 「失政」の解釋、「政治の法を誤る」（『大漢和辭典』）という常訓と異なるが、「荒耽」であるからにはすでに爲政者のあるべき道を失っている（失政）ので、常訓では意味が通らないこと、また、ここでは、厲王が放逐されたか否かが議論のポイントとなっていて、誤った政治を行ったか否かは問題にならないことから考えて、「政權を失う」と解釋した。『春秋左氏傳』襄公三十一年に、「穆叔……曰、『晉君將失政矣』……及趙文子卒，晉公室卑，政在侈家」とある。

18) この詩句の解釋は、鄭箋および『正義』の説に従った。詳しくは、拙稿「一般論として——歴史主義的解釋からの脱却にかかわる方法的概念について——」（慶應義塾大學日吉紀要『言語・文化・コミュニケーション』第39號，2008年12月）参照。

19) 前掲『國語正義』卷十七，下冊1122頁。

20) 韋昭注に「三君云，懿戒書也」とある（同右，1124頁）。韋昭「國語敘」に自分の注釋の方針を述べる中に、「因賈君之精實，采唐虞之信善」とあることから、「三君」とは韋昭以前に『國語』の注釋を著した後漢の賈逵と虞翻，吳・唐固を指す。

21) なぜ、このような事態が生じているのであろうか。『正義』は唐の孔穎達等の撰ではあるが、実際には劉焯・劉炫をはじめとする六朝義疏の成果を総合して作られた。岡村繁氏は、「『毛詩正義』の編修は、私の見た限り、かなり安易な方法に墮している傾向が認められ、甚だしい場合は、のりとはさみで稿本（または自稿）をつなぎ合わせたのではないかと疑われるような箇所さえ少なくない」（岡村繁『毛詩正義譯注』「解説」，中國書店，1986，7頁）と言う。本例も、その総合の仕方

の杜撰さに起因する自己撞着の一例と見なすことができよう。

22) 前注参照。また「毛詩正義序」に、「其近代爲義疏者……然焯炫竝聰穎特達，文而又儒……今奉敕刪定，故據以爲本。……今則削其所煩，增其所簡，唯意存於曲直，非有心於愛憎」と言う。

23) 注4)，5) 参照。

24) ただし、武公が周王朝に出仕していない若年の身でありながら、衛國內にいて、都の状況を傳聞して厲王を批判した「抑」の詩を作ったという考え方も、一應できなくはない。

25) これについての直感的な把握としては、古く朱自清が「詩言志辨」において、「所以『言志』不出乎諷與頌，而諷比頌多」と指摘している（『朱自清全集』第6卷，江蘇教育出版社，1990，135頁）。施榆生前掲論文に、「據統計，《風》、《雅》各篇序中明言“美”者二十八，明言“刺”者一百二十九」（16頁）と言う。梅顯懋前掲論文に、「『毛詩序』中涉及言美，刺內容的就有210篇，占《詩經》總數的2／3還強。其中以王公后妃爲美，刺對象的有169篇，接近於美，刺篇目總數的90%。而這169篇當中，言“刺”者122篇，占以王公后妃爲美，刺對象詩篇的70%以上」（157頁）と言う。

26) 錢鍾書「詩可以怨」に、「雖頌皆刺」という認識が古くから存在していたことを例證している（『七綴集』，上海古籍出版社，1985，121頁）。謝建忠氏は、「風雅在《毛詩》經學闡釋裏的主要功能特徵是怨刺，頌美居於其次的地位，由此可以說批判現實是風雅概念的主要功能特徵」と言う（『毛詩』及其經學闡釋對唐詩的影響研究，四川出版集團巴蜀書社，2007，116頁）。『正義』も、

詩によって過去の君主を刺ることは許されるか？

「毛詩大序」の「上以風化下，下以風刺上，主文而譏諫，言之者無罪，聞之者足以戒，故曰風」について、「唯說刺詩者，以詩之作皆爲正邪防失，雖論功誦德，莫不匡正人君，故主說作詩之意耳。詩皆人臣作之以諫君，然後人君用之以化下」と言う（16-上）。これも「雖頌皆刺」の一例とすることができよう。

27) ただし作者の動機という側面からの疏家の説明には、難點がないわけではない。『國語』の説に據るならば、「抑」の詩は厲王の時代から八十年後に作られたものである。『正義』では「詩は、人の詠歌せるもの、情の發憤せるもの、……惡を睹ては其の失を言はんと思ひ」と、感情が溢する前提として詩人がその現場に遭遇することが想定されているが、「抑」の例ではそれは當てはまらないことになる。いかに國家を搖るがす大事件とはいえ、自分が直接的な被害を受けていない、目睹したわけではなく傳聞・記録によって知り得た出來事に對して、事後八十年を経てなお悲哀・憎惡の激情を溢出させて詩を作ったという説明が、果たして説得力を持つか否かは大いに議論の餘地のある所であろう。

28) このことについては、拙稿「歐陽脩『詩本義』の搖籃としての『毛詩正義』（宋代詩文研究會會誌『橄欖』第9號，2000）Ⅲ，およびその注24）を参照されたい。

29) 『朱子語類』卷二三「論語五・爲政編上」（理學叢書，中華書局，第2冊540頁）参照。

30) 鄭箋に對する『正義』の中に、次のように言う。

大雅「正月」に、「赫赫たる宗周，褒姒之を滅せり」と言うので、「亡國の君」とは、（褒姒を后とした）幽王のことである（正月云，赫赫宗周，褒姒滅之。亡國之君者，幽王也）

31) 「王城譜」に、「晉文侯鄭武公迎宜咎于申而立之，是爲平王。以亂故徙居東都王城。是王室之尊與諸侯無異。其詩不能復雅。故貶之謂之王國之變風」と言う。東周以後，周室の威令は天下に行き渡らず，その權威は諸侯と變わらぬまでに落ちたから，もはやその詩を雅に編入することはできないから，「王風」と名付けて諸侯國の詩である風に編入したと言う。

32) 「小大雅譜」に、「小雅大雅者，周室居西都豐・鎬之時詩也」と言い，『正義』に，「以此二雅，正有文・武・成，變有厲・宣・幽，六王皆居在鎬豐之地，故曰豐鎬之時詩也」と言う。

33) 「小宛」『正義』に，「無忝爾所生」を解釋して「無辱汝所生之父祖已」と言うのに據る。

34) このことに關しては，劉毓慶・金萬金前掲論文が詩序を論じて，「可以說，以“美刺”爲核心的詩歌評價體系，是以“詩言志”理論爲導向，以歷史化，政治化爲基礎而建立的。但由上可知，這箇“志”竝不一定是詩人之志，更多的是採詩，獻詩，編詩者之志」（67頁）と言うのが參考になる。これに據れば，詩序がすでに美刺説を作者の意ではなく，編者の意を明らかにするために用いているということになり，疏家が追刺説を編者の意を明らかにするために用いたのは，小序を解釋の基本とする漢唐の詩經學の學問體系に共通の指向によると説明することができる。

35) 前掲岡村繁著書，154頁。

36) 同右，156頁。

37) テキストは，四部叢刊廣編景印吳縣潘氏湧憲齋藏宋刊本を用いた。

補記：本稿入稿の後に，楊金華『《毛詩正義》研究——以詩學爲中心』（中華文史新刊，中華書局，2009）を入手した。その第二章第一節「情志一也：從本體論的角度疏通了文學與經學」など，筆者の問題意識に關わる議論が見出され，本稿に氏の研究成果を反映することができなかったことを遺憾に思う。今後の考察に取り入れていきたい。